

入札監理小委員会における審議結果報告 「事前旅客情報、外国人個人識別情報システム用 プログラム開発及び保守業務」

警察庁の事前旅客情報、外国人個人識別情報システム用プログラム開発及び保守業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 概要等

○事業概要

「事前旅客情報照合業務※₁」及び「外国人個人識別情報認証業務※₂」のプログラム開発及び保守業務を行うこと。

※1 航空会社から提供される国際線の搭乗者氏名等の旅客情報と関係省庁が保有する要注意者情報を照合し、我が国の安全対策上問題がある旅客等の情報を関係部署に通報する業務

※2 入国審査時に提供される外国人の個人識別情報と関係省庁が保有する要注意者の個人識別情報を照合し、我が国の安全対策上問題がある旅客等の情報を関係部署に通報する業務

○目的

テロリスト及び不法入国者の上陸阻止、輸入禁制品等の密輸阻止、指名手配者の逮捕等の水際における取締りの徹底を図ること。

○事業期間

	第1期 平成29年11月～令和4年3月 (4年5か月)	市場化テスト 対象外(11か 月・別契約)	第2期(審議対象期間) 令和3年6月～令和9年2月 (5年9か月間)
プログラム 開発	平成29年11月～平成31年2月	/	令和3年6月～令和5年2月
プログラム 保守	平成31年3月～令和4年3月		令和5年3月～令和9年2月
システム賃 貸借	平成31年3月～令和4年3月	令和4年4月 ～令和5年2 月	市場化テスト対象外(別契約) ※警察情報管理システムの共通基 盤の増設として調達
システム構 築等	平成29年11月～平成31年2月	/	

(2) これまでの経緯

行政事業レビューにおいて、問題等が指摘されたもの(システム関連業務であり、一者応札となっている事業)として自主的選定され、平成26年度の公共サービス改革基本方針(平成26年7月11日閣議決定)別表に記載された。

市場化テスト1期目において、経費削減及び競争性に課題が認められ、市場化テスト継続の評価。今回が市場化テスト第2期目になる。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点1】経費が大幅に増加しており、経費削減が課題

【対応1】競争性を高めることによる経費削減を目指す。

- 特定の事業者には依らない製品とするため、第1期と同様、オープンソースのソフトウェアを使用する（資料1-2（実施要項案）82/140頁）等の取組を行う。

【論点2】1者応札が継続しており、競争性の確保が課題

【対応2】① 「他社が構築した指掌紋システム」に事業者が感じる潜在的リスクを低減し、業務の可視化を図るため、手順の詳細や概要図等を実施要項案に追記し、本システムは特定の事業者しか行うことのできない技術を用いていないことを示した（同資料 24、78、80、81/140頁）。

② 「他機関との接続」に事業者が感じるリスクを低減するため、外部インターフェース部分は一般的な通信手順であることや概要図を記載した（同資料 60、80/140頁）。

③ 説明会を、従来からの入札公告後だけでなく、資料提供招請時や意見招請時にも開催

3. その他の修正変更について

① デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに基づく仕様書の全面的修正

② 標準例に基づく修正

※ 入札書類に社会保険料納入確認書等を追加（同資料 7/140頁）、契約不適合責任の記述に修正（同資料 12/140頁）、総合評価加点項目にワーク・ライフ・バランス等の推進の指標を追加（同資料 128/140頁）等

③ 従来の実施状況に関する開示情報の更新（同資料 129～130/140頁）

④ プログラム『保守』についても総合評価を実施

4. 実施要項（案）の審議結果について

【論点1】前回プログラムを作った現行業者に、優位性は無いといえるのか。

【対応1】現行業者は業務を知っている利点はあるが、プログラム自体は警察庁が（著作権を）持っており、全て（業者に）提供することができるため、現行業者が有利ということはそれ程無いと考えている。

【論点2】ハードウェアとのマッチングは特段問題無いか。

【対応2】できるだけオープンなアーキテクチャーを使って作り、必要な情報を提供していくので、問題は生じないと考えている。

【論点3】ハードウェアの仕様をプログラム開発と並行する、又は何らかの形で開示することはできるか。

【対応3】プログラム業者から、プログラム製造の過程において、OS、データベースのバージョン等の指定事項があれば、ハードウェアの整備の

際に考慮したい。

【論点4】説明会を開催すると共に、事業者からの色々な質問に回答する、必要に応じて情報の追加的開示を行うといった姿勢を、入札公告中も事業者にして欲しい。事業者の不安を取り除くため、柔軟なコミュニケーションを図っていただきたい。

【対応4】丁寧な説明や情報開示に努めたい。

【論点5】題目を見て応札するかどうかを決める事業者もいると考えられるため、実際に行う業務に近い題目にすることは可能か。

【対応5】実際の業務内容を題目だけで表現することは困難だが、題目のみを見て敬遠されないよう、「照合」や「認証」といったプログラムの中で行わない事項の表現を避けた。なお、業務の詳細は、実施要項の内容を確認すれば理解していただけると考えている。

5. 意見招請の対応について

令和2年9月18日から10月9日まで実施した意見招請において、3者から14件の意見等が寄せられた。このうち6件については意見等を踏まえ必要な修正を行った（仕様の明確化等）。また、その他については事実関係の確認等に止まるものであり、修正には至らなかった。

6. その他

共通基盤システム上に構築する当該システムは、内閣官房IT総合戦略室の指導・助言を受けて進めることになり、仕様書について、共通基盤システムの理念に準拠すべく技術的な修正を行った（専用端末ではなく、県WAN端末を利用する等）。

－以上－